

入院のご案内



町立津南病院

〒949-8201

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地

電話 025-765-3161 (代表)

FAX 025-765-3304

H P <https://tsunan-hospital.jp>

1. 入院の手続き

入院の際に必要なもの

- 1) 入院保証書
- 2) 保険証 (1階 受付窓口)
 - ・ 他院から転院された場合は退院証明書を受付窓口へお出してください。
 - ・ 労災は、療養の給付請求書 (様式5号) を受付窓口へお出してください。
 - ・ 交通事故で、けがをされ自賠責保険の対象となる場合は、受付窓口へお申し出ください。
- 3) 資格証 (医療受給者証) 県老、県障、県親、生保、指定難病等
- 4) ①減額認定証 (市町村民税非課税世帯のみ)
 - ・ 市町村民税の非課税世帯の方は減額になります。認定手続きは、市町村窓口
に申し込んで認定を受けてください。②限度額適用認定証
- 5) CSセット利用申込書 (ご利用を希望される方のみ)
 - ・ 入院の際に必要な身の回りの物が、日額定額制のレンタルにてご使用いただけるサービスです。
- 6) 介護保険被保険者証

2. 入院時持参するもの

- 現在服用されているお薬 (全てお持ちください)
- おくすり手帳
- 肌着 (※CSセットで日額定額制レンタルもできます)
- 電動ひげそり (男性)
- マスク

CSセットをご利用にならない方は以下の物もお持ちください。

- タオル、バスタオル
- 洗面用具 (歯ブラシ・コップ・歯磨き粉・義歯ケース)
- 入浴用品 (洗面器・石鹸・シャンプーなど)
- ティッシュペーパー
- パジャマ
- 履物 (上履き、踵まで入る物)
- 必要な方はオムツ・パット・おしりふき用のウエットティッシュ

※所持品は最小限にして頂き、お名前を記入の上お持ちください。

3. 貴重品について

現金や貴重品はお預かりできませんので、多額の現金や貴重品はお持ちにならないでください。

床頭台に鍵付き引き出し(セーフティボックス)がありますのでご利用ください。

なお、鍵は身につけておいてください。

貴金属、眼鏡、補聴器、義歯などは自己管理でお願いします。また、布団、シーツ類の中へ貴重品(現金、お守りなど)を保管することはお控えください。

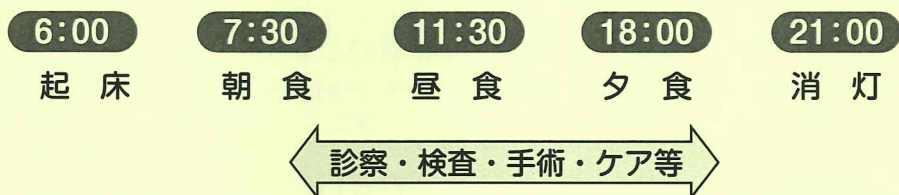
盗難や紛失発生に関して当院は一切の責任を負いかねます。

4. 入院生活について

○入院中は主治医、看護師等の指示に従い、規則正しい生活を送ってください。

○病棟を離れるとき(買い物等)は必ず看護師に声をおかけください。

○標準的な日課は次のとおりです。(病気や病状によって異なる場合があります)



(1) 診療

入院中の主治医は外来の担当医と異なる場合があります。

また、回診時間などは診療科や主治医により異なります。病気のことや検査・治療については、主治医から説明いたしますが、お尋ねになりたいことがあればご遠慮なく医師や看護師にお申し出ください。

(2) 看護

看護師は交代制で、24時間対応しております。

御用の方は枕元のナースコールを押してください。看護師が病室に伺いますのでしばらくそのままお待ちください。

(3) 入浴・シャワー

主治医の許可が必要です。

(4) テレビ、冷蔵庫等の使用について

テレビを視聴する場合は、イヤホンの使用をお願いします。

テレビカードは、4階看護師室前の自動販売機でお買い求めください。(1枚1,000円) 1,000分(16.6時間)視聴可

テレビカード精算は病棟看護師にご依頼ください。(退院時)

1,000円未使用カードを精算しても、手数料がかかり1,000円の返金にはなりません。

冷蔵庫は病棟廊下にあります。収納品に名前を記入しご使用ください。

病棟看護師室前にある電子レンジもご自由にご使用ください。

(5) 外出・外泊について

主治医の許可が必要です。主治医か看護師までお申し出ください。無断外出や無断外泊をされた場合は、入院の継続が難しくなる場合があります。

9、入院の費用・支払いについて

※健康保険証の負担割合(1～3割)に応じた医療費をお支払いいただきます。

回数とは直近1年間における該当月です。

【70歳未満の方】

限度額認定証を病院へ提示すると、窓口での自己負担額が下記のように軽減されます。

区 分	回 数	自己負担限度額	食事代(1食)
区分ア (標準報酬月額 83万円以上)	1～3回目	252,600円+ (総医療費 -842,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	140,100円	
区分イ (標準報酬月額 53万～79万円)	1～3回目	167,400円+ (総医療費 -558,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	93,000円	
区分ウ (標準報酬月額 28万～50万円)	1～3回目	80,100円+ (総医療費 -267,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	44,400円	
区分エ (標準報酬月額 26万以下)	1～3回目	57,600円	490円 *1
	4回目以降	44,400円	
区分オ (住民税非課税)	1～3回目	35,400円	230円
	4回目以降	24,600円	180円 *2

*1 区分ア～エに該当し、指定難病または小児慢性特定疾患の治療での入院の場合は280円(1食)になります。

*2 区分オに該当し、90日以上入院をした方は証明する領収書を保険者に提出し、手続き後に減額証を病院へ提示すると180円(1食)になります。

【70歳以上の方】

治療費の1割～3割(一定所得の方は3割)が自己負担になります。収入により限度額があります。

区 分	回 数	自己負担限度額	食事代(1食)
現役並所得者Ⅲ (標準報酬月額 83万円以上)	1～3回目	252,600円+ (総医療費 -842,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	140,100円	
現役並所得者Ⅱ (注1) (標準報酬月額 53万～79万円)	1～3回目	167,400円+ (総医療費 -558,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	93,000円	
現役並所得者Ⅰ (注1) (標準報酬月額 28万～50万円)	1～3回目	80,100円+ (総医療費 -267,000) × 1%	490円 *1
	4回目以降	44,400円	
一般 (標準報酬月額 26万以下)	1～3回目	57,600円	490円 *1
	4回目以降	44,400円	
区分Ⅱ(注1) (住民税非課税)		24,600円	230円
			180円 *2
区分Ⅰ(注1) (住民税非課税)		15,000円	110円

注1) 現役並み所得Ⅰ・Ⅱの方および区分Ⅰ・Ⅱの方は事前に市町村役場で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

*1 現役並み所得者及び一般所得者で、指定難病治療で入院の場合は280円(1食)になります。

*2 区分Ⅱに該当し、90日以上入院をした方は証明する領収書を保険者に提出し、手続き後に減額証を病院へ提示すると180円(1食)になります。

限度額認定証の申請方法について

*手続きに必要なもの：保険証・印鑑

- ・国民保険の方
お住まいの市町村役場の国民健康保険の窓口で申請手続きしてください。
- ・全国健康保険協会の方
社会保険事務所窓口、又はご加入の協会健保支部へ申請手続きしてください。
- ・組合保険、共済組合の方
健康保険組合、共済組合へ申請手続きしてください。
- ・後期高齢者医療制度の方
各都道府県の後期高齢者医療広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口で申請手続きしてください。

- (注意) (1)業務上のけが、通勤災害等労災保険から給付を受けられる場合、または自賠責を使われる場合は、社会保険での給付は受けられません。
- (2)保険証に変更があった場合には、直ちに新しい保険証をご提示してください。
- (3)入院費の請求は、退院後に連絡します。月を越えての入院費は月ごとのご精算になります。入院中の方には翌月10日前後に前月の入院費の請求をご案内します。
- 1階会計窓口でご精算ください。

10. 病院からのお願い

(1)入院中の他医療機関受診について

保険診療の制度では、入院中に他の医療機関を受診したり、薬の処方を受けることが原則できません。他の医療機関の受診が必要な場合は、病院で手続きを行いますので、担当看護師にお申し出ください。**病院に届け出をしないで他の医療機関を受診された場合は、その医療費は実費で患者さんの負担になることがありますのでご注意ください。**

(2)お部屋の移動について

患者さんの病状や診療上の都合により、病室・ベッドの位置を変わって頂くことがありますのでご了承ください。

(3)ネームバンドについて

患者さんがご本人であることを確認するため、ネームバンドをつけさせていただきます。ネームバンドがきつい時や肌にトラブルが起きたときは、すぐに病棟スタッフにお知らせください。

(4)転倒・転落のご注意

患者さんの病気や状態によっては、転倒・転落の危険が生じる場合があります。必要に応じてベッドの工夫や、薬剤の使用、離床センサーの設置などの危険防止対策を行うことがあります。

(5)駐車場について

入院中の駐車場の利用はお控えください。

(6)持ち込み禁止品について

刃物類（はさみ・ナイフ・カッターなど）や火気類（ライター・マッチなど）危険物の持ち込み及び酒類の持ち込みは禁止します。

(7) 各種証明書について

各種証明書や診断書が必要な方は、1階受付窓口までお申し出ください。
書類によっては日数を要することがあります。

(8) 録音・録画及び写真撮影等について

個人情報保護の立場から、許可なく院内での写真撮影（動画を含む）、録音はご遠慮ください。

(9) 迷惑行為のお断り

定められた規則を守らず、他の患者さんや病院職員、当院利用者に対する暴言や暴力行為・脅迫・威嚇行為・わいせつ行為・商行為・宗教活動・勧誘行動等院内の秩序を乱す迷惑行為、類似する行為を行ったと判断した場合は、退院を命ずる事があります。

(10) 医師や看護師への謝礼について

当院職員への謝礼はお断りしていますので、お気遣いのないようお願いします。

11. 地域包括ケア病床への入院・転床について

地域包括ケア病床とは

- (1) 急性期の治療が終了し、急性期状態が落ち着いた患者さんに対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。
- (2) 対象になる方には地域包括ケア病床をご提案いたします。再度入院計画書を作成して、お部屋は移動しますが継続入院となります。
ただし、地域包括ケア病床へ移動後、病状に変化があり検査や治療が必要と判断される場合は、一般病床へ移っていただく場合もあります。

●対象になる方

- ① 継続したりハビリが必要なかた
- ② 経過観察が必要なかた
- ③ 在宅生活に戻るための環境整備が必要なかた
- ④ 介護施設入所準備中のかた
- ⑤ レスパイト入院（介護者が家を空ける場合や介護疲れの休息を図る場合の一時的な入院）

●入院の流れ

入院 ➡ 一般病床 病状が安定・軽快 ➡ 地域包括ケア病床 ➡ 在宅退院・施設入所
↓
退院

※症状によっては直接地域包括ケア病床に入院いただく場合もあります。

個人情報保護に関するお知らせ

当院は、個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。その取扱いには細心の注意を払っていますが、個人情報の取扱いについてお気づきの点はお気軽にお申し出ください。

町立津南病院長

当院における個人情報の利用目的

1. 医療提供

- ▶ 当院での医療サービスの提供
- ▶ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
- ▶ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ ご家族等への病状説明
- ▶ その他、患者さんへの医療提供に関する利用

2. 診療費請求のための事務

- ▶ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶ その他、医療・介護、労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

3. 当院の管理運営業務

- ▶ 会計・経理
- ▶ 医療事故等の報告
- ▶ 当該患者さんの医療サービスの向上
- ▶ 入退院等の病棟管理
- ▶ その他、当院の管理運営業務に関する利用

4. 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

5. 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

6. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

7. 当院内において行われる医療実習への協力

8. 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

9. 外部監査機関への情報提供

付
記

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。